

# 皆さんの意見をお寄せください パブリックコメントの募集

対象	内容	募集期間	提出・問い合わせ
① 「守口市国民健康保険第3期データヘルス計画(案)および「守口市国民健康保険第4期特定健康診査等実施計画(案)」	「守口市国民健康保険第2期データヘルス計画」および「守口市国民健康保険第3期特定健康診査等実施計画」の計画期間が、いずれも令和5年度末までとなっています。市では、令和6年度を初年度とする「守口市国民健康保険第3期データヘルス計画」および「守口市国民健康保険第4期特定健康診査等実施計画」の策定に取り組んでいます。	2月29日(木)まで	☎保険課 TEL 06-6992-1545 FAX 06-6992-1541 ✉Mori_hoken@city-moriguchi-osaka.jp
② 「守口市老人福祉計画および第9期介護保険事業計画(案)」	これまでくすのき広域連合(令和6年3月31日をもって解散)が担ってきた介護保険事業について、広域連合の解散に伴い、令和6年度から市単独で実施します。市では、計画期間が令和5年度末で満了する「もりぐち高齢者プラン2021」(市策定)、「第8期介護保険事業計画」(くすのき広域連合策定)の次期計画の策定を進めており、このたび計画書(案)を作成しました。	2月22日(木)まで	☎高齢介護課 TEL 06-6992-1610 FAX 06-6995-2011 ✉Mori_kourei@city-moriguchi-osaka.jp
③ 守口市立地適正化計画(改定案)	人口減少、少子・高齢化に対応し、暮らしやすいまちづくりを進めるための計画である「守口市立地適正化計画」の改定を行います。	2月13日(火)～ 3月13日(水)	☎都市・交通計画課 TEL 06-6992-1685 FAX 06-6992-1303 ✉Mori_toshikei@city-moriguchi-osaka.jp
④ 守口市花と緑の基本計画(改定案)	都市緑地法に基づき、緑豊かで快適な都市づくりの指針である「守口市花と緑の基本計画」の改定を行います。		

**閲覧場所**  
保険課(①のみ)、高齢介護課(②のみ)、都市・交通計画課(③④のみ)、守口市情報コーナー、各コミュニティセンター、守口文化センター、市民体育館、市立図書館、大日サービスコーナーおよび市ホームページに掲載

**提出方法**  
▽各閲覧場所の回収ボックスに投函  
▽上記の各問い合わせ先へ郵送  
〒570-8666 守口市京阪本通2-5-5 守口市役所〇〇課宛  
☎募集期間最終日の消印有効  
▽ファクス ▽メール  
📍住所、氏名、電話番号を記入

# 通所型サービスC(短期集中型)で元気アップ

☎くすのき広域連合守口支所(高齢介護課) TEL 06-6992-2180

通所型サービスC(短期集中型)とは、筋力低下などにより日常生活が大変になった高齢者を対象に、元気を取り戻すため、リハビリ専門職などがサポートをしながら一人ひとりにあった運動プログラムが受けられるサービスです。栄養のとり方や口腔ケアを学ぶことができます。

## 通所型サービスCを利用できる人

- ①要支援1・2に認定された人
- ②要介護認定を受けていない人で「基本チェックリスト」により対象者に該当した人

## 利用期間 3カ月

- ※プログラムは週1回 約2時間
- ※悩みが改善しない場合は最大3カ月延長する場合あり
- 📌プログラム1回につき300円
- ※延長した場合は4カ月目から1回500円

## 通所型サービスCを卒業した皆さんの声

守口市 Kさん(79歳)  
通所Cの感想を聞くと「利用して自信ができました」と話してくれました。持病のため足の痛みはありますが、週1回の仕事や地域の通いの場に行くことができ、社会参加活動が継続できています。



## Kさんが通っていた寺方老人保健施設ラガール理学療法士さんより一言

通所Cを始めて1カ月ほど経つと、立ったり歩いたりするお姿が明らかにしっかりされてきたのが印象的でした。ご自身からも「外を歩ける距離が伸びてきました」とのお言葉を聞くことができました。

## 通所型サービスCの利用を希望する人は地域包括支援センターへ

相談先	小学校区担当地区
第1地域 TEL 06-6904-8900	よつば(旧大久保・旧東)・梶・藤田・八雲東(大日東町1番～10番)
第2地域 TEL 06-4393-8401	庭窪・金田・佐太
第3地域 TEL 06-6908-2808	八雲・下島
第4地域 TEL 06-4250-7878	守口・八雲東(大日東町1番～10番を除く)・さつき(旧滝井)
第5地域 TEL 06-6992-1180	さつき(旧春日)・さくら(旧三郷・旧橋波)
第6地域 TEL 06-6997-3336	寺方南(旧寺方・旧南)・錦

# お急ぎください 守口市おでかけ応援商品券の利用期間が終了します

☎守口市おでかけ応援商品券事務局 TEL 06-7777-2701

## おでかけ応援商品券の利用期間

**2月29日(木)まで**



期限を過ぎると  
利用できません  
お早めに利用  
してください!

## おでかけ応援商品券(plus+)の引換・利用期間

**2月29日(木)まで**



この引換券が手元に残っていませんか?  
期限を過ぎると引換・利用できません!



こちらの引換券が  
手元に残っている人は  
事務局まで  
問い合わせください。



封筒では  
引き換えできません!

**商品券 取扱店舗の皆さんへ**  
使用済み商品券の換金については、必ず期間内におでかけ応援商品券事務局または、指定する取扱金融機関へ持参ください。  
**換金期間 3月7日(木)まで**  
※換金期間を過ぎての換金は一切応じることができません。

商品券が使える店舗 専用ホームページ

# 申請はお済みですか 令和5年度低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金

☎守口市役所「子育て世帯生活支援特別給付金」受付専用窓口 TEL 06-7777-1293  
☎こども家庭庁コールセンター TEL 0120-400-903

食費等の物価高騰に直面し、影響を特に受けている低所得の子育て世帯に対し、子育て世帯生活支援特別給付金を支給することにより、その実情を踏まえた生活の支援を行います。受給対象でまだ支給されていない人は、申請が必要です。

**給付額** 児童1人当たり一律 5万円  
**支給日** 申請月の翌月末を予定(不備のないものに限る。不備がある場合は個別に連絡します)

**ひとり親世帯分**  
☑児童扶養手当の支給要件に該当している子を監護などとしていて、次の①・②・③のいずれかに該当する人。平成17年4月2日以降に生まれた子が対象(障がいの状態にある子の場合は平成15年4月2日以降)  
①令和5年3月分の児童扶養手当を受給している人【申請不要】  
②公的年金等を受給していることにより、令和5年3月分の児童扶養手当の支給を受けていない人【要申請】  
→「公的年金等」には、遺族年金・障害年金・老齢年金・労災年金・遺族補償などが該当します。  
③令和5年3月分の児童扶養手当は受給していないが、食費等の物価高騰の影響を受けて家計が急変し、直近の収入が児童扶養手当を受給している人と同じ水準になっている人【要申請】  
☑ただし、「令和5年度低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金(ひとり親世帯以外)」の支給を既に受けている場合は、本給付金の支給は受けられません。  
また、給付金支給後に支給要件に該当しないことが判明した場合は、給付金を返還していただきます。

**ひとり親世帯以外分**  
☑18歳に達する日以後の最初の3月31日まで(障害児の場合は20歳未満)の児童を監護・養育する人のうち、次の①・②のいずれかに該当する人  
①守口市から令和4年度に支給された「令和4年度低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金(ひとり親世帯以外分)」を受給した人【申請不要】  
②上記①に該当する人以外のうち、食費などの物価高騰の影響を受けて直近の家計が急変し、住民税均等割が非課税または非課税である人と同様の水準にあると認められる人【要申請】  
☑ただし、「令和5年度低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金(ひとり親世帯分)」の支給をすでに受けている場合は、本給付金の支給は受けられません。  
また、給付金支給後に支給要件に該当しないことが判明した場合は、給付金を返還していただきます。

**受給手続**  
上記②の場合は申請が必要です。詳しくはホームページを確認してください。

**受付期間**  
2月29日(木)まで  
※令和6年2月生まれの児童分については3月15日(金)まで受け付け